

業 務 仕 様 書

1 件名

やさしい日本語研修会開催業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 業務目的

阪神・淡路大震災をきっかけに、日本語が十分理解できない外国人に対する情報伝達手段として考案された「やさしい日本語」は、職場における外国人材とのコミュニケーションツールとしても活用が期待されている。

本県においても、県内在住の外国人材は年々増加しているが、これら外国人材の中には、難しい日本語は分からなくとも、言葉のレベルや文章の長さに配慮して表現した「やさしい日本語」であれば、ある程度会話ができる場合が多い。

このため、本事業では、県内企業（外国人材を既に雇用している企業のほか、雇用を予定している企業も含む）を対象に「やさしい日本語」の研修会を開催することで、外国人材と身近に接する企業の意識向上や社内コミュニケーションの改善を図り、外国人材との共生環境の充実・推進を目的とする。

4 業務概要

受託者は、県内企業を対象に「やさしい日本語研修会」を企画・開催する。
なお、本業務の具体的な実施内容は、企画提案のあった内容を基に県と協議の上、別途委託契約書に定める「業務計画書」として決定する。

5 委託内容

(1) やさしい日本語研修会の開催

① 研修会の実施

- ・ 開催方法は任意（対面、オンライン、対面とオンラインのハイブリッド開催等）とし、受託者において最も効果的かつ多くの参加が期待できる方法を提案すること。なお、オンライン（ハイブリッドも含む）の場合、使用するオンラインツールや配信方法についても提案すること。
- ・ 研修回数を提案すること。なお、対面開催の場合は、東予・中予・南予の地域バランスを考慮し、必ず各地域1回は開催すること。
- ・ 定員は各回50名程度を想定しているが、研修会の内容を踏まえ、適切な定員を設定すること。
- ・ 受講料（研修会で使用するテキスト含む）は無料とする。なお、会場までの旅費は参加者負担とする。
- ・ 会場の借上げや機材の手配、備品の借上げ、会場の設営、撤去作業に加え、運営スタッフの手配、司会や時間管理等、研修会の開催に係る一切の業務を行うこと。

② 研修プログラムの構築

- ・ やさしい日本語について、基礎から実践まで体系的な内容を学習できるとともに、外国人材とのコミュニケーションに対する意識向上を図ることができる研修プログラムとすること。

- ・ 研修会の講師は、業務目的を十分理解し、専門的知識を有する者を選定すること。

③ 参加者の募集

- ・ 参加者の募集から決定まで一連の事務処理を行うこと。
- ・ 受託者独自のノウハウやネットワークを活用して、参加企業を積極的に開拓すること。
- ・ 広報活動の内容に応じて必要な広告物（チラシ、ポスター、バナー等）を制作すること。なお、デジタルマーケティングの手法（ディスプレイ広告、SNS 広告等）を用いる場合は、本県が定める「デジタルプロモーション実施時における留意事項」を踏まえること。

（２）フォローアップ及び効果測定

① フォローアップ

- ・ 研修会開催後に参加者から質問があった場合も、丁寧に対応すること。

② 実施効果の測定・分析

- ・ 研修会の開催後、参加者に対してアンケート調査を実施し、結果をとりまとめること。
- ・ アンケートや業務成果を踏まえ、次年度以降の開催内容等に係る改善提案を行うこと。

（３）留意事項

① 業務実施、進捗状況の報告等

- ・ 受託者は、本業務の実施に当たり、愛媛県会計規則、その他関係法令・条例等を遵守すること。また、県の信用を損なう行為や不名誉となる行為は絶対にしないこと。
- ・ 受託者は、進捗状況について、定期的に協議等の場を設け、報告を行い、円滑に遂行しなければならない。なお、協議内容については、速やかに議事録を作成して県と共有するとともに、業務従事者以外に知られることのないよう十分な対策を取ること。

② 実施体制

- ・ 作業の円滑な実施と品質の確保を実現するために必要な体制を確実に整備すること。
- ・ 本業務における連絡窓口は一本化すること。
- ・ 受託者は、本業務の実施に当たり、十分な経験があり、以下の役割や能力を有する者を統括責任者として配置しなければならない。
 - ア．経費配分や要員配置など、本業務の遂行に必要となる受託者のリソースを調整することができること。
 - イ．コミュニケーション能力を有し、本業務の目標や解決すべき課題について、関係者間を調整し、県と円滑に合意形成できること。
 - ウ．リスクコントロール能力を有し、同種・類似の業務における実務経験から想定できるリスクと、顕在化した問題に対する対処ができること。
- ・ 本業務の従事者は、業務を的確かつ円滑に遂行できる知識、能力及び経験を有すること。
- ・ 県は、本業務の従事者について、業務の実施に著しく不相当と認められ

るときは、受託者に対して理由を明示して変更を求めることができる。

③ 著作権の取扱い

- ・ 受託者は、成果物等の全ての著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）について、検査完了をもって県に全て移転するものとする。
- ・ 受託者は、成果物等について、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときは、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ・ 受託者は、成果物等に係る著作権者人格権を行使するときにおいても、県及び県の指定する者に対して、これを行行使しないものとする。
- ・ 成果物等の中に、すでに受託者が著作権を保有している著作物が含まれている場合は、当該著作物の著作権は、なお受託者に帰属するものとする。

④ 機密保持について

- ・ 受託者は、次の掲げる情報を本業務の遂行の目的以外に使用又は第三者に提示若しくは漏洩してはならないものとし、このために必要な措置を講ずること。なお、契約内容の履行目的以外の使用又は第三者に上記情報を開示する必要がある場合は、事前に県と協議の上、承認を得ること。契約終了後も同様とする。
 - ア． 契約期間中に県が提示した一切の情報（公知の情報等を除く。）
 - イ． 履行過程で知り得た一切の情報
 - ウ． 納入成果物等に関する一切の情報
- ・ 受託者は、本業務の遂行の過程において県から入手した資料等については、管理台帳等により適切に管理し、複製しないこと。また、業務遂行上必要が無くなり次第、速やかに返却すること。ただし、県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- ・ 本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

⑤ 業務の再委託について

- ・ 契約に当たり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、事前に再委託範囲及び再委託先等を県に提示し、県から承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・ 再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。
- ・ 再委託範囲に個人情報の取扱いが含まれるときは、再委託先にも別記「個人情報取扱特記事項」を遵守させるとともに、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保すること。

（４）その他

- ・ 本業務に係る一切の経費（コンサルティング、調査・報告、交通費、宿泊費、各種データ費等）は、全て委託金額に含むこと。
- ・ 契約や支払いに関する書類など本業務の関係資料については、業務完了の年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- ・ 県は、受託者に仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合に

は、調査の実施を命じ、又は契約を解除し、若しくは損害賠償を請求することができるものとする。

6 成果物

(1) 提出物

- 提出物は、以下のとおりとする。

No.	提出物	内容
1	業務概要説明書	業務目的、体制、連絡先、実施内容、実施計画、スケジュール等を記載したもの ※別途委託契約書に定める「業務計画書」に添付
2	研修会資料	研修会で使用した資料一式
3	実施結果報告	研修会の実施結果等をまとめた報告書
4	会議等議事録	本業務に係る会議及び打合せ議事録及び資料

- 成果物のうち、テキストベースで作成したものは、Microsoft Word、Excel、PowerPoint 形式又は PDF 形式による電子ファイルを、CD 又は DVD に格納して1枚提出すること。

(2) 提出場所

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2

愛媛県経済労働部産業支援局産業人材課 外国人材グループ

T E L : 089-907-5228

メール : sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp

(3) その他

- 電子データは、全てウイルスチェック対策ソフトにより検査した上で提出すること。
- 提出物がウイルスに感染していることにより、県又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、信頼回復、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

7 疑義が生じた場合の取扱い

受託者は、業務の実施中に、本仕様書に定めのない事項が判明した場合、又は本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、速やかに県と協議し、双方合意の上で対応すること。

また、後日、その合意内容に疑義が生じないよう、受託者は議事録を作成し、速やかに県の承認を得ること。

なお、定めのない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。